

第6章 景観まちづくりの推進について

6-1 運用体制

本ガイドラインは、主に長崎市、市民・事業者等、長崎居留地まちづくり協議会、専門家の体制で運用します。

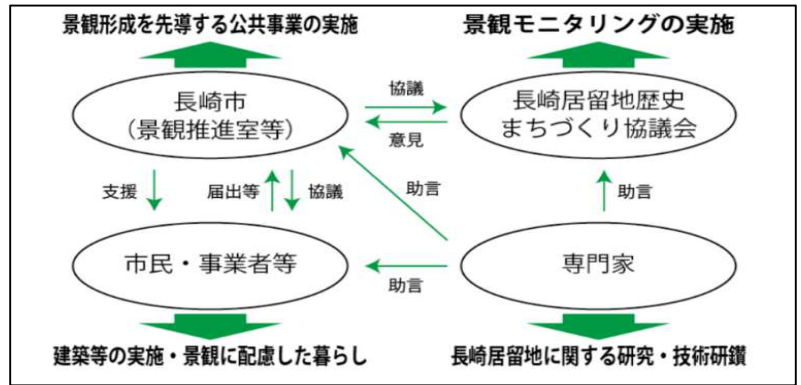
条例等に基づく建築物や工作物の新築・改築等については、長崎市と市民・事業者等（行為者）で協議を行ってください。

市民や事業者等は、法や条例に基づかない行為や日常生活についても、本ガイドラインの内容を基にした景観への配慮、協力をお願いします。

長崎市は、景観形成を先導する公共事業の実施に努め、公共事業等の景観に重大な影響を与える恐れがある行為については、長崎居留地歴史まちづくり協議会と協議を行います。

長崎居留地歴史まちづくり協議会は、景観モニタリングを実施し、地域の景観の変化を監視する役割も担います。

学識経験者や伝統工法技術者等の専門家は、長崎居留地を専門とする人材を育成し、景観まちづくりを専門的にサポートする役割を担います。



運用体制



長崎居留地歴史まちづくり協議会

6-2 時代の変化への対応

(1) 気候風土適応住宅等への対応

令和7年（2025）の改正建築基準法施行にあたり、4号特例廃止や省エネ基準の完全実施によって、歴史的建造物の活用やその様式を守る建築物の新築のハードルが上がることから、これを緩和するための建築基準法3条適用除外や気候風土適応住宅への選定にも本ガイドラインを活用します。

(2) 情報社会への対応

近年では良好な景観がSNS等で手軽に発信されるようになり、人を感動させる圧倒的な景観スポットがあれば、そこで撮影された写真・動画は世界中の人に共有される可能性があります。そのため、これまで以上に、細かな部分に配慮した景観形成を行う必要があります。

また、多様な主体で景観まちづくりを推進するにあたっては、様々なデータや情報機器の活用や主体間での情報共有の仕組みづくり等、国が進めるDXまちづくりへの対応を進めていきます。

第6章 景観まちづくりの推進について

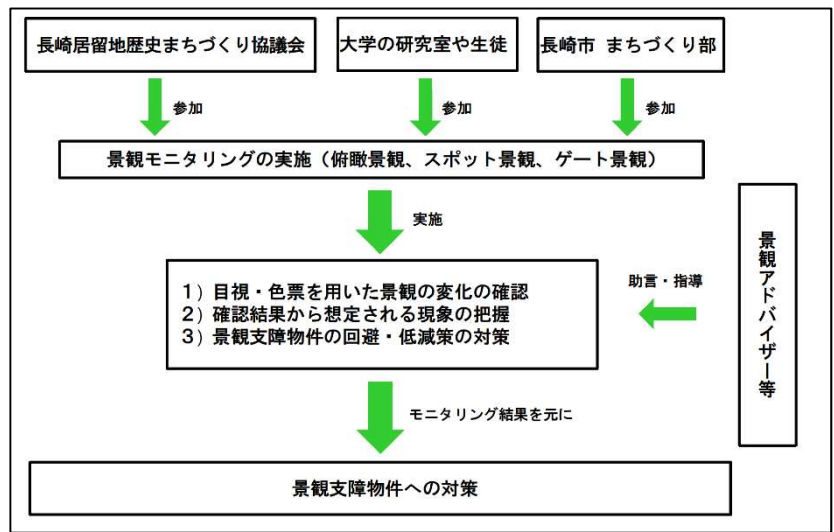
6-3 景観モニタリング

建築物や工作物等は経年変化で劣化してしまうもの、風合いが増すことで見映えするものなど、多様なものが存在しています。

そこで、本ガイドラインの効果を持続的に発現できるよう、年に1回程度「景観モニタリング」の取り組みを推奨します。

長崎居留地歴史まちづくり協議会での活動を中心に、長崎市や専門家等と協働しながら、継続的に取り組むものとしします。

また、モニタリング結果については関係者で共有し、今後の景観まちづくりに役立てていきます。



景観モニタリングの仕組み

6-4 次世代との協働

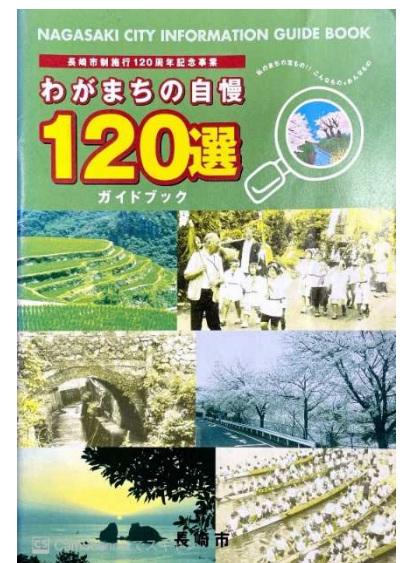
長崎居留地歴史まちづくり協議会では、「ふるさと教育」に重点的に取り組んでおり、この地区にある小学校、中学校、高校、大学と連携し、地区の現状や課題、将来像などについて子供や学生、教員、保護者たちと共に学び、考える機会を創出しています。大浦小学校では長崎県建築士会、地域、市が協働して「景観教室」を開催し、子供たちが地域の景観資産や課題について現地調査や意見交換を通して学んでいます。そのほか、学校で地域の歴史に関する講座、長崎居留地歴史まちづくり協議会で海星高校や活水女子大学との意見交換等を行っており、次世代との協働が盛んにおこなわれています。今後もこうした取り組みを強化していく必要があります。



大浦小学校景観教室

6-5 地域での顕彰活動

昭和63年(1988)に開始した「長崎市都市景観賞」のように、自治体単位の景観顕彰制度は多くの都市で創設されており、景観まちづくりを進める上で長年推進されてきました。しかし、身近な景観資産の保全や地域住民の小さな活動を応援するためには、地域単位での顕彰制度が必要です。市では市政施行120周年を記念して「わがまち自慢120選」に取り組み、各地域から応募された自慢の歴史的建造物、自然、建物、活動等を選定しガイドブックにまとめ、市民に広く発信しました。こうした身近な景観の顕彰活動に地域主体で継続的に取り組むことが重要です。



わがまちの自慢 120選

6-6 支援制度

(1) 現在の支援制度

景観まちづくりの推進に向けて、景観重要建造物、伝統的建造物群保存地区、賑わいづくりを対象とした支援制度があります。

■ 長崎市景観形成助成金（景観重要建造物への支援）※一部

対 象	補助率	限度額
基本設計及び実施設計に係る費用	1/3 以内	100 万円
建築物（門及び塀を除く）の新築、増築、改築又は大規模な修繕、若しくは模様替えに係る工事費のうち外観に係る費用	1/2 以内	200 万円
門及び塀の新築、増築、改築又は大規模な修繕、若しくは模様替えに係る工事費のうち外観に係る費用	1/2 以内	100 万円
擁壁及び石垣の新築、増築、改築又は大規模な修繕、若しくは模様替えに係る工事費のうち外観に係る費用	1/3 以内	200 万円

■ 伝統的建造物群保存地区への支援

種類	対 象	補助率	限度額
管理	伝統的建造物の防災設備などに要する経費	1/2 以内	200 万円
修理	伝統的建造物の外観の修理に要する経費	2/3 以内	
修景	一般の建築物を伝統的建造物風にするために要する経費	1/2 以内	600 万円
復旧	環境物件の復旧に要する経費	1/2 以内	

■ 賑わいづくりへの支援（まちなかの賑わいづくり活動支援補助制度）

対 象	補助率	限度額
地域の魅力を発信する活動、歴史的建造物等を活用する活動、街並みの連続性を高める活動、地域の資源を活かした商品の開発に係る活動、長崎の伝統産業を活かした活動、その他（まちなかの賑わいの創出に効果があると認められる活動）	1/2 以内	200 万円

(2) 今後検討する支援制度

景観形成重点地区を対象とした修景助成金について検討を行っていきます。

■ 修景に対する支援

景観まちすじ沿道の家屋について、本ガイドラインに基づく修景整備を対象とした助成金を検討します。

参考事例として、中島川・寺町地区景観形成重点地区の一部区域では、町家の改修や建物を町家風に修景する際の助成金を平成 22 年度に創設し、令和 4 年度までに 47 件の事業が行われたことで、和風の町並みづくりが一気に進みました。



中島川・寺町地区の町家